



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伊那谷環境文化ネットワーク

3 代表者の氏名

樋口 顯 勇

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市山本5992番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く社会一般に対して、自然公園、動物園あるいは近隣の里山をフィールドとして遊びながら学ぶ参画体験プログラムを企画提案し、地球環境保全の普及啓発、調査研究活動を行うとともに、行政や他の関係団体と連携協力しながら豊かな共生型社会、すなわち環境文化の醸成に資する事業を行い、社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みどりの風

3 代表者の氏名

矢澤 輝 海

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市鼎東鼎281番地

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田市の農業者等に対して、農業を中心とした産業の振興に関する事業を行い、地域の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県政世論調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成19年1月23日から平成19年3月14日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026（235）7110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月22日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年1月19日午後5時までに3の場所に提出してください。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

広報課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

食品保健総合情報処理システムに用いる以下の機器

| | |
|------------------|----|
| ア 端末 | 1台 |
| イ ルータ | 1台 |
| ウ インクジェットカラープリンタ | 1台 |
| エ 無停電電源装置 | 1台 |

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入れをする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部食品・生活衛生課

電話 026 (235) 7155

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月26日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

食品・生活衛生課

公告

伊那市における県営非持地区南非持換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定によ

り、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営非持地区南北持換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年1月12日から2月8日まで
- 3 縦覧の場所
伊那市役所

農地整備課

公告

上田市における県営内村地区大塩沖換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年12月20日行いました。

平成19年1月11日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年1月11日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理 事

新 任

氏 名 住 所
青木 優 松本市梓川倭1516番地1

退 任

氏 名 住 所
松澤 明徳 松本市梓川倭241番地

監 事

新 任

氏 名 住 所
金井 清幸 松本市島内6621番地2

退 任

氏 名 住 所
三澤 宏泰 松本市島内1279番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月11日

長野県千曲建設事務所長 大口 浩一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務
平成18年度県単砂防管理事業に伴う気象観測器更新業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約締結日から40日間
 - (4) 履行場所
長野県千曲建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 気象観測器の設備の設置又は保守点検の業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1881
長野県千曲建設事務所 総務課
電話 026（273）1720
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年2月1日（木）午前10時
イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書を平成19年1月22日（月）午後5時まで

に上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「審査」といいます。）を次のとおり行います。

平成19年1月11日

長野県公安委員会

1 審査の種別及び級

審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定（以下「旧検定」といいます。）に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる種別及び級に係る審査を行います。

| 左 欄 | 右 欄 |
|----------------|--------------|
| 空港保安警備 1級又は2級 | 空港保安警備業務 2級 |
| 常駐警備 1級又は2級 | 施設警備業務 2級 |
| 交通誘導警備 1級又は2級 | 交通誘導警備業務 2級 |
| 貴重品運搬警備 1級又は2級 | 貴重品運搬警備業務 2級 |

2 実施期日

平成19年2月16日（金）午後1時から午後4時まで

3 審査の対象者

上記1の表の左欄の1級又は2級に係る旧検定に合格した者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。）

4 実施場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342番地4

長野県生涯学習推進センター

5 審査の定員

各20人

定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 申請手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 審査を受けようとする者は、(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話026（233）0108）に事前申込みを行い、審査受理番号を取得してください。

(8) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 事前申込みの受付期間

平成19年1月22（月）及び1月23日（火）午前9時から午後5時までとします。

(2) 審査の申請

ア 申請の方法

審査を受けようとする者は、必要な事項を記入した審査申請書に(3)の提出書類を添付して、次のいずれかに提出してください。

(7) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

(8) 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
(長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限ります。）

イ 申請の受付期間

平成19年2月5日（月）から2月9日（金）までの午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

(4) 審査手数料

審査手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 審査に必要なもの

審査を受けようとする者は、審査当日、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

8 その他

- (1) 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。
- (2) この審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026（233）0110 内線 3047）に問い合わせてください。
- (3) この審査の実施に際して収集する個人情報は、この審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年1月11日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

| 種 別 | 実施期日 | 時 間 | 場 所 |
|--------------|---------------|---------------------|-----------------------------------|
| 交通誘導警備業務（2級） | 平成19年4月15日（日） | 午前8時30分から 午後5時まで | 塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター |
| 交通誘導警備業務（2級） | 平成19年5月13日（日） | | 長野市川中島町原704番地2 東北信運転免許センター |

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

| 種 別 | 区 分 | 科 目 |
|--------------|------|--|
| 交通誘導警備業務（2級） | 学科試験 | 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| | 実技試験 | 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

| 種 別 | 定 員 |
|--------------|-----|
| 交通誘導警備業務（2級） | 30人 |

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 電話受付日

| 実 施 期 日 | 電 話 受 付 日 |
|---------------|---------------|
| 平成19年4月15日（日） | 平成19年3月12日（月） |
| 平成19年5月13日（日） | 平成19年4月16日（月） |

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

ア 検定受理番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

(イ) 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

(ウ) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

| 実 施 期 日 | 提 出 期 间 |
|---------------|-----------------------------|
| 平成19年4月15日（日） | 平成19年3月12日（月）から 3月23日（金） |
| 平成19年5月13日（日） | 平成19年4月16日（月）から 4月27日（金） |

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月11日

長野県小諸高等学校長 西 村 廣 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量

グランドピアノ 2台

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

- (3) 納入期限

平成19年3月26日

- (4) 納入場所

長野県小諸高等学校

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市甲字大畠4081-4

長野県小諸高等学校

電話 0267 (22) 0216

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月25日 午後2時

イ 場所 長野県小諸高等学校 社会科教室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課